収入月額の計算方法及び困窮度判定について

【事例１】高齢者夫婦が民間の賃貸アパート（家賃月額2万3千円）で2人暮らしをしているが、低所得のため家賃の支払いが厳しい。

●収入月額の計算

　　　　　　　所得税法上の

年金収入　　　　控除額　　　　年金所得

・夫75歳　150万円　－　120万円　＝　30万円

世帯全体の所得30万円

**A**

**A**

・妻70歳　 60万円　－　120万円　＝　 0円

　　　　　　　　公営住宅法上の

世帯全体の所得　　　 控除額　　　　　　　　　収入月額　　　　　 収入基準（裁量階層）

（30万円　　－　48万円）　÷12　＝　 **0円** 　　　　　　21万4千円以下であるためOK

同居者　38万円　＋　老人扶養親族　10万円

●困窮度判定

①家賃過大の計算（公営住宅法上の控除額は引かずに、上記　　　 を使って計算する。）

**A**

世帯全体の所得年額　　　　　　　　　　　世帯全体の所得月額

　　　30万円　　　　÷　　12か月　　＝　　2万5千円

家賃　　　 　世帯全体の所得月額　　 所得に占める家賃の割合

2万3千円　　÷　　2万5千円　　　＝　　　　  **９２％**

３０％以上であるため家賃過大に該当

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　さらに、割合が４０％以上であるため、「住宅困窮度の判定基準」の【B－５（評点３）】となる。

②その他（追加点）

　・６５歳以上の者のみで構成される世帯のため、【その他－２（評点３）】となる。

　・収入月額が6万円以下の世帯のため、【その他－５（評点３）】となる。

よって、この世帯のランクはB、評点は９点となり、ランク評点は**【B（評点９）】**となる。

【事例２】離婚を機に母と子ども2人（17歳高校生・14歳中学生）が母の実家へ出戻ったが、

このまま実家に住み続けることはできない。

●収入月額の計算

　所得税法上の

　給与収入　　　　　 　控除額　　　　　　 給与所得

世帯全体の所得85万円

・母　　150万円　　－　　65万円　　＝　　85万円

公営住宅法上の

世帯全体の所得　　　 控除額　　　　　　　 収入月額　　　 　 収入基準（原則階層）

（85万円　　－　128万円）÷12　＝ 　 **0円** 　　　　　 　15万8千円以下であるためOK

寡婦　27万円　＋　同居者×2人　76万円　＋　特定扶養親族　25万円

●困窮度判定

①親族の世帯と同居し、社会通念上、独立することが妥当と判断されるため、「住宅困窮度の判定基準」の【B－７（評点２）】となる。

②その他（追加点）

　・ひとり親世帯（配偶者のいない者で、現に20歳未満で年間所得38万円以下の子を扶養している世帯）のため、【その他－１（評点３）】となる。

　・収入月額が6万円以下の世帯のため、【その他－５（評点３）】となる。

よって、この世帯のランクはB、評点は８点となり、ランク評点は**【B（評点８）】**となる。